

令和6年度 出産前申込みのご案内

野田市で安心して子育てできるよう、出産前のお子さんについて、保育所利用申込みを受付します。ただし、4月入所の申込みに限ります。入所の決定には利用調整（選考）を行います。選考基準は、野田市保育所等利用調整基準表を準用します。

なお、出産後の一定期間内に出産後申込みが必要になりますのでご注意ください。

出産前

【出産前申込みが可能な対象児童】 出産予定日が令和6年2月4日（日）以前の児童（令和6年4月1日において、生後57日目を迎えている子どもが対象。）

【出産前申込み申請期間】 令和5年11月1日（水）から12月15日（金）まで

【受付場所】 野田市役所子ども保育課窓口（高層棟2階）

【出産前申込みに必要な書類】

- (1) 令和6年度保育所等入所案内P19～20記載の通常の入所書類一式（※1）
- (2) 母子手帳（出産予定日の記載があること）

（※1）各書類について、出産前のお子さんの氏名は名字のみを記載。生年月日は、出産予定日を記載。児童の健康調査票については、記載不要。

出産後

【出産後申込みが可能な対象児童】 令和6年2月4日（日）までに出生した児童

【出産後申込み期間】 出生日から令和6年2月8日（木）まで

【受付場所】 野田市役所子ども保育課窓口（高層棟2階）

【出産後申込みに必要な書類】

- (1) 母子手帳（※1）
- (2) 児童の個人番号カードまたは個人番号が記載された住民票の写し（※2）
- (3) 児童の健康調査票

（※1）母子手帳で出生した児童について確認できない場合は、出生届の受理証明書等の提出をお願いする場合があります。

（※2）出産後申込み時に児童の個人番号確認書類を提示できない場合は、後日、個人番号確認書類を持参のうえ、教育・保育給付認定申請書に個人番号を記載していただきます。個人番号通知書は、個人番号確認書類としては利用できません。

【出産後申込み方法】

出産後申込みは、出産前申込み時に記載できなかった事項を赤字で追記します。

出産後申込みをしない場合、出産前申し込みは無効となります。

裏面に続きます。

【注意事項】

○出産後申込みの段階でお子さんの健康状態が確認できない場合は、1次選考での入所決定は保留になります。

○4月入所までに健康状態等で集団保育ができなくなった場合は、通常の申込みと同様、入所決定を取り消すことがあります。

お問合せ 野田市役所 健康子ども部子ども保育課
〒278-8550 野田市鶴奉 7-1
電話 04-7123-1299